

児童館の若者への取組

1 中高生の居場所であることを踏まえたうえで、若者への利用拡大の検討

【利用を拡大する場合の検討案】

- ・予約が必要な限定設備（練習用スタジオ・ダンススタジオ）の利用を拡大
- ・若者も参加・参画可能な講座を開催
- ・専門相談員を配置し、若者を対象とした相談の強化

【特化型児童館の取組内容への追加案文】

◇若者の利用

中高生の居場所であることを踏まえたうえで、若者への利用拡大を検討します。

2 若者の居場所を検討するにあたっての国等の記載

- ・児童館ガイドライン（こども家庭庁）

対象を「こども」として想定している。

- ・こどもの居場所づくりに関する指針（こども家庭庁）

第3章こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

4. 「つなぐ」こどもが居場所につながる

（3）どんなこどももつながりやすい居場所づくり

（前略）こうした困難を抱えるこども・若者にとっては、まずは居場所につながり、安心感やおとなへの信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことが大切であるが、居場所は、安心できる環境の中で過ごしながら、社会で活躍するためのステップとしての役割も担っていることにも留意する必要がある。

- ・西東京市子ども・若者ワイワイプラン P55「居場所づくり」

【子ども・若者の居場所の充実・推進】

公共施設の余裕部分や未利用地などの有効活用を図るため、積極的に民間活力を活用し、子ども・若者の居場所の創出について検討する。

おとなの利用が中心となる公共施設における子ども・若者の居場所の併設や図書館での読み聞かせ活動、気軽に話ができる環境など、安心して自由に過ごせる場づくりを推進する。

【中高生・若者に特化した児童センター機能の充実】

中高生の居場所や若者の拠点としての機能を付加した施設整備や中高生・若者に特化した事業を行う。

中高生や若者の企画・運営への参画を検討するとともに、学校外活動の情報提供、相談活動などを行う。機能の拡充と特化型児童センターのあり方を中高生委員と共に検討する。